

令和7年（行ケ）第10043号審決取消請求事件判決評釈

Executive Summary

本評釈は、知財高裁第3部が令和8年3月26日に言い渡した、令和7年（行ケ）第10043号審決取消請求事件を対象とする。裁判所公表の判決全文PDF・判決要旨PDFと、本対話に添付された同一PDFを対照しつつ分析した。[filecite:turn0file0](#) [filecite:turn0file1](#) 本件は、名称を「光拡散層形成用塗料、プロジェクションスクリーン用フィルム、及びプロジェクションスクリーン」とする出願について、拒絶査定不服審判の審決が特許法29条2項違反を理由に拒絶維持されたところ、知財高裁がその審決を取り消した事案である。判決要旨も、端的に「相違点の容易想到性の判断及び予測できない顕著な効果の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例」と整理している。〔注1〕 ¹

本判決の中核は、相違点1を単なる材料置換の設計事項として処理せず、効果関連的な差異として再構成したうえで、「いわゆる選択発明における判断手法」が妥当し得ると明示した点にある。さらに裁判所は、活性エネルギー線硬化性樹脂が透明スクリーン分野で既知の選択肢の一つであったこと自体は認めつつも、それだけでは当業者にその採用を「積極的あるいは優先的に選択」させる動機付けにはならないとした。加えて、審決が依拠した「屈折率差理論」について、引用文献1の具体例が理論と逆方向の結果を示すことを理由に、当業者は光散乱性能を屈折率差のみで説明できないと理解するはずだと判示した。〔注2〕〔注3〕〔注4〕 ²

他方で、本判決は出願人側主張を全面的に採用したわけではない。引用発明の「樹脂」認定と「用途」認定に関する取消事由1・2は排斥され、また本訴で新たに強調された「耐湿熱性」という効果2については、請求項1の構成要件との因果的対応が明細書等からは読み取れないとして否定された。さらに、効果が請求項全体に一般化できないとの被告の反論は、裁判所によれば、進歩性判断の救済ではなく、特許法36条の記載要件問題、又は拒絶理由通知により応答機会を与えるべき問題として扱うべきものであった。〔注5〕〔注6〕〔注7〕 ³

実務的には、本判決は、既知の選択肢群の中から特定材料を選ぶタイプの光学材料・樹脂系発明について、審査・審判・訴訟の各段階で「既知の選択肢であること」と「その選択に具体的動機付けがあること」とを厳格に区別すべきこと、並びに、効果評価において単一の一般理論だけでなく引用発明の具体例まで遡って検証すべきことを明確にした判決として位置付けられる。〔注2〕〔注3〕〔注4〕 ⁴

事案と手続の骨格

原告は、令和元年11月6日を出願日（優先権主張は平成30年11月6日）として本願を出願した。請求項1は、「(A) 活性エネルギー線硬化性樹脂100質量部；及び、(B) 希土類リン酸塩微粒子0.1～50質量部；を含むプロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料」である。これに対し審決は、国際公開第2018/147042号（引用文献1）に記載された引用発明、周知技術及び技術常識に基づいて当業者が容易に想到し得るとして、特許法29条2項違反を理由に拒絶維持とした。裁判所は、引用発明について、有機溶媒、バインダ樹脂、希土類リン酸塩粒子を含むコート液であって、プロジェクタのスクリーン等に用いられる透明スクリーン向け光散乱シートを得るためのものと整理している。〔注8〕〔注9〕 ⁵

手続経過は次のとおりである。審決取消訴訟としては典型的な流れであるが、本件では審判段階での補正後クレームが、訴訟段階で「選択発明」的に再把握された点が重要である。〔注8〕 ⁶

日付	手続	内容
2019-11-06	出願	特願2019-201113号として出願
2022-09-28	補正	手続補正書提出、請求項数14
2023-06-22	拒絶理由通知	進歩性等を理由とする通知
2023-08-14	意見書	出願人が反論提出
2023-10-26	拒絶査定	本件拒絶査定
2023-12-19	審判請求・補正	不服2023-21513号、請求項数11に補正
2025-03-07	審決	「本件審判の請求は、成り立たない。」
2025-04-30	訴訟提起	知財高裁に審決取消訴訟提起
2026-01-27	口頭弁論終結	判決前最終期日
2026-03-26	判決	審決取消、訴訟費用は被告負担

上表は判決全文PDF 1～3頁の記載に基づく。〔注8〕 7

本件の手続フローを図示すると、次のようになる。これは、拒絶査定不服審判から行ケ事件に至る通常線型のフローの中で、審決の進歩性判断枠組み自体が司法審査で組み替えられたことを示す。 8



争点の整理

本件で原告が主張した取消事由は、判決要旨によれば、①「樹脂」の種類に関する引用発明認定の誤り、②「用途」に関する引用発明認定の誤り、③相違点の容易想到性判断の誤り、④予測できない顕著な効果の判断の誤り、⑤審判手続の瑕疵、の五つである。知財高裁は①②を排斥しつつ、③④の一部を理由ありとして審決を取り消したため、⑤については判断しなかった。〔注1〕〔注10〕 9

以下の表は、争点ごとの対立構図と、本判決の射程を比較整理したものである。整理に当たっては、判決全文PDF 4頁、51～55頁、70～81頁、判決要旨PDF 1～3頁を参照した。〔注1〕〔注2〕〔注3〕〔注4〕〔注8〕〔注9〕〔注10〕 10

争点	原告の主張	被告・審決の立場	裁判所の判断	反対説・代替解釈
引用発明の樹脂認定	・引用発明の樹脂は熱可塑性樹脂に限定すべき ・「バインダ樹脂」とした審決認定は広すぎる	・コート液に含まれるのは一般に「バインダ樹脂」	・コート液の樹脂を「バインダ樹脂」と認定した点に誤りなし	・ただし比較対象の描き方は後段で修正され、相違点は「硬化・軟化特性」ではなく「樹脂の種類」と再構成された

争点	原告の主張	被告・審決の立場	裁判所の判断	反対説・代替解釈
引用発明の用途認定	・HUD等の高透過・高映像表示性用途は十分開示されていない	・引用文献1には透明スクリーン用途が明示される	・「ヘッドアップディスプレイ等に用いられる透明スクリーン」を含む認定に誤りなし	・用途開示の量的・質的十分性をより厳格に問う立場はあり得るが、本判決は実施例・総括評価を重視
相違点1の容易想到性	・既知選択肢の一つであるとしても、活性エネルギー線硬化性樹脂の採用には動機付けがない	・同樹脂は透明スクリーン分野で既知、設計事項に近い	・選択発明的把握が可能であり、具体的動機付けなき以上、直ちに容易想到とはいえない	・「同一用途・同一機能の既知オプションなら routine selection」とみる反対説はあり得る
顕著な効果1	・透明性と映像表示性のバランスに優れ、効果は予測困難	・屈折率差理論から容易に推察可能	・屈折率差理論だけでは説明できず、審決の前提・内容とも誤り	・理論自体は一般論として否定されておらず、別の実験設計なら被告立証が成立した余地はある
顕著な効果2	・耐湿熱性にも優れる	・クレーム構成に基づく効果ではない	・本願明細書等からは樹脂種との対応関係が理解できず、採用せず	・この点は裁判所も厳格で、効果の帰属先を明確に要求
審判手続の瑕疵	・153条2項、150条5項違反	・違反なし	・進歩性判断の誤りだけで取消し可能なので判断せず	・ただし判決の36条論は、手続保障への強い感度を示す傍論として読む余地がある

裁判所の判断構造

本判決の論理構造は、単純な「効果あり・なし」の応酬ではなく、比較対象の再設定、判断枠組みの再構成、技術的認定の再検証、そして法的評価のやり直し、という四段階で進む。まず裁判所は、本件審決の一致点・相違点の把握を基本的には維持しつつも、より適切には、一致点は配合比を含まず「樹脂及び希土類燐酸塩微粒子を含むプロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料」であり、相違点1は「樹脂の硬化・軟化特性」ではなく「樹脂の種類」であると修正した。ここで相違点が“物性一般”ではなく“特定サブカテゴリの選択”だと整理し直されたことが、その後の選択発明論の導入を可能にしている。〔注2〕¹¹

ついで裁判所は、本願優先日当時、透明スクリーンに用いられる樹脂の選択肢として「熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、又は活性エネルギー線硬化性樹脂」が知られていたこと自体は認めながらも、それだけでは足りないとした。判決要旨と判決本文が強調するのは、相違点1が本願発明の効果に関連した構成要件である以上、容易想到性判断は通常的選擇肢列挙型の reasoning ではなく、「いわゆる選択発明」に近い方法で審査されるべきだという点である。裁判所は選択発明を、上位概念に含まれる下位概念のうち、刊行物に具体的開示のないものを選択した発明と定義し、その選択が引用発明にない「異質の効果」又は「同質だが際立って優れた効果」を奏するなら、独立の別個発明として特許性が認められる余地があると述べた。〔注2〕¹²

ここで重要なのは、本判決が「選択発明」という語を単なるラベルとしてではなく、動機付け評価と効果評価を接続する審理順序として使用していることである。すなわち、裁判所は、活性エネルギー線硬化性樹脂が既知であることを認めつつ、なお「その周知の選択肢群のなかから、活性エネルギー線硬化性樹脂を積極的あるいは優先的に選択すべき事情」が知られていたとはいえないとした。したがって、審決が依拠した

技術常識 1 —— 短時間硬化、無溶剤化、広範用途利用 —— は、あくまで一般論であって、本願のスクリーン用光拡散層形成用塗料において当該樹脂を優先選択させる根拠にはならない。これは、「known option equals obvious option」という短絡を否定する判示である。〔注3〕 13

裁判所の次の一手は、審決の顕著な効果判断を、判断前提と判断内容の双方から崩す点にある。審決は、本願明細書の例 1～5 の拡散率・視野角差異は、光散乱体と樹脂の屈折率差が大きいほど散乱しやすいという一般常識に沿うものであり、驚きがないとした。これに対し裁判所は、まず「選択発明として特許性が認められるか否かとの観点」から、異質効果か、同質だが際立って優れた効果か、という比較枠組み自体を審決が採っていない点を問題視した。その上で、引用文献 1 の具体例を読み返すと、基材樹脂の屈折率とヘイズ率の関係は審決の理論予測と逆向きであり、「これは、本件審決のとり屈折率差理論とは逆の結果」を示すという。したがって、少なくとも当業者は、光散乱性能を屈折率差だけで説明するとは理解しない。〔注4〕

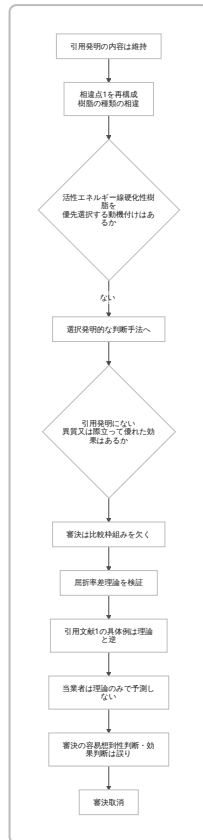
14

この認定は、単に一つの物理モデルを退けたという以上の意味を持つ。裁判所は、審決が一般理論を使うこと自体を禁じたのではなく、引用発明の具体例という最も近接した証拠群と整合しない理論だけで、効果の予測可能性・顕著性を断定したことを問題にしたのである。その結果、裁判所は、本件審決が「効果の予測性・顕著性について実質的にその判断そのものを欠いている」とまで言い切った。これは、行政庁が表面上効果論に触れていても、比較対象・技術水準・引用発明の具体的効果との対比を欠く場合には、法的には“判断不存在に近い不備”として扱い得ることを示す。〔注5〕 15

もっとも、裁判所は効果論に無制限に寛容ではない。原告が訴訟段階で前面に出した「耐湿熱性」という効果 2 については、例 1 と例 1 2 が同一樹脂を用いていること、例 5 では成分 C、D のほか F-3 も異なることから、熱硬化性樹脂ではなく活性エネルギー線硬化性樹脂を採ったことに起因する効果だとは当業者が理解できないとして退けた。つまり本判決は、効果 1 では審決の理論依拠と比較方法を批判した一方、効果 2 では出願人側の因果論証不足を厳しく見た。ここに、本判決のバランスのよさがある。〔注6〕 16

さらに本判決は、被告の“最後の逃げ道”も塞いでいる。被告は、仮に効果があっても、それは比較例 5 に対するものであって「樹脂の特定のない本願発明の効果ではない」と主張したが、裁判所は、その趣旨が「効果を得るために必要な構成が請求項に特定されていない」というのであれば、それは特許法 36 条の記載要件問題か、少なくとも拒絶理由通知による応答機会付与の問題だとした。この判示は、進歩性判断における効果の一般化可能性と、記載要件・手続保障の問題とを峻別し、後者を前者の事後的救済理由として流用することを許さない。〔注7〕 17

以上を図式化すると、裁判所の論理は次のように整理できる。これは、本件が「効果があるから進歩性あり」という単純図式ではなく、「比較対象の設定 → 動機付けの存否 → 効果評価の適法な枠組み → 技術的理論の当否」という段階構造をとることを示している。 18



関連法理・先行判例・学説との整合性

本判決が正面から適用した法規範は、特許法29条2項である。他方、裁判所は被告の補充主張を受けて、特許法36条、さらに取消事由5との関係で特許法150条5項・153条2項にも視野を広げている。したがって本件は、狭義の進歩性事件でありながら、実質的には「周知選択肢からのサブカテゴリ選択」「効果の証明とその帰属」「進歩性と記載要件の境界」「審判手続保障」という四つの法理を交差させる判決である。〔注1〕〔注7〕〔注8〕¹⁹

次表は、本判決との関係で参照すべき条例・先行判例・学説的整理を、判決本文上確認できる範囲でまとめたものである。なお、当事者が援用した旧判例・知財高裁判例について、具体的事件名や原典URLは本件判決本文では未指定であるため、その点は「未指定」とした。〔注11〕²⁰

典拠	本件での位置づけ	本判決との整合性評価	備考
特許法29条2項	主たる判断規範	高い。もっとも、本判決は「一般論として既知選択肢である」ことのみでは足りず、動機付けと効果比較が必要な場合があると精密化	判決要旨が関連条文として明示
特許法36条	被告の補充主張に対する峻別規範	高い。本判決は、効果の請求項全体への一般化可能性を、基本的に記載要件側に振り分けた	本件審決自体の理由ではない
特許法150条5項・153条2項	取消事由5の根拠	直接判断なし。ただし本判決の36条論は、理由差替え・不意打ち防止と親和的	最終的に判断不要

典拠	本件での位置づけ	本判決との整合性評価	備考
大審院昭和6年6月24日判決（昭和5年（オ）1293号）	被告が「構成想到が極めて容易なら顕著効果でも進歩性なし」と主張するために援用	形式上は両立し得るが、本判決は前提事実として「極めて容易」を否定したため、実質的に射程外へ退けた	事件名未指定
最高裁昭和31年4月24日判決（昭和30年（オ）101号）	被告が「効果検討前に容易実施明白なら足りる」と主張するために援用	同上。本判決は、そもそも構成想到が明白ではなく、効果判断自体も欠けていたとした	事件名未指定
知財高裁平成22年（行ケ）10121号等	被告が、引用刊行物に技術思想が実施し得る程度に開示されていれば引用発明認定可能と主張するために援用	整合的。本判決も引用発明認定自体は維持した	具体的事件名未指定
知財高裁平成23年（行ケ）10201号等	被告が、一定の技術思想があれば引用発明認定可能と主張するために援用	整合的。ただし、引用発明認定と動機付けの有無とは別問題であることを本判決は示した	具体的事件名未指定
選択発明論	裁判所が自ら定義し、判断枠組みに採用	非常に高い。本判決の中核	判決本文が「異質の効果」「同質だが際立って優れた効果」と定義

とりわけ重要なのは、本判決が、被告の援用した旧判例の一般命題を全面否定したわけではない点である。被告は、構成想到が「極めて容易」である場合には、たとえ予測困難な効果があっても進歩性は否定されるべきだと主張し、大審院昭和6年6月24日判決および最高裁昭和31年4月24日判決を挙げた。これに対し本判決は、真正面から先例変更を宣言したのではなく、①本件ではそもそも“極めて容易”という前提が成立しないこと、②審決が効果判断の枠組み自体を誤っていること、の二点で事案を区別した。したがって、判例理論上の位置づけとしては、「顕著な効果があっても routine substitution ならなお進歩性なし」という命題を維持しつつ、「routine substitution か否かの認定」を厳格化した判決とみるのが妥当である。〔注3〕〔注11〕²¹

学說的にみると、本判決は少なくとも三つの整理と整合する。第一に、選択発明論である。すなわち、上位概念に包含される複数選択肢の中から特定下位概念を選ぶこと自体は新規性・進歩性を直ちには基礎付けず、①選択の動機付けの有無、②引用発明に対する異質又は際立って優れた効果、が主要論点となる。本判決はまさにその形で論じている。第二に、効果帰属論である。裁判所は効果1では審決を破りつつ、効果2では請求項構成と効果の因果的対応を欠くとして退けており、効果なら何でも参酌するわけではない。第三に、進歩性と記載要件の峻別論である。本判決は、請求項全体に効果が及ぶかという問題を、進歩性否定の“補修材”には用いず、36条又は新たな拒絶理由通知の問題としている。これは、審決取消訴訟における理由差替えの限界を意識した整理として評価できる。〔注2〕〔注6〕〔注7〕²²

実務上の影響

本判決の最も直接的な実務的含意は、材料選択型発明について、審査官・審判官・訴訟代理人のいずれもが、「当該材料が既知か」という問いと「なぜ当業者が当該材料を優先的に選ぶのか」という問いを分けて立証しなければならない、という点にある。本件では、活性エネルギー線硬化性樹脂が透明スクリーン分野で既知の選択肢であること自体は認められたが、それだけでは相違点1の容易想到性は肯定されなかった。

したがって、出願側は、既知選択肢群の中で自らの選択がどのように“単なる候補”ではなく“非自明な選択”であるかを、比較実験・技術課題・周辺文献の読み方から組み立てる必要がある。他方、拒絶側は、一般的長所の羅列だけでなく、当該用途・当該課題に即した優先選択理由を提示しなければならない。〔注2〕〔注3〕 23

つぎに、効果立証の作法も変わる。本判決は、効果1については引用発明の具体例に立ち返って審決理論を崩した一方、効果2は未請求成分の混在のために採用しなかった。ゆえに、出願人・特許権者は、比較例設計の段階で、当該相違点以外の変数を可能な限り固定し、効果が請求項の本質的構成から生じることを明細書段階で明確化しておく必要がある。逆に、拒絶・無効を主張する側は、比較例に潜む交絡要因を突くことが有効である。ただし、その際、クレーム全域に効果が及ばないという主張を進歩性の名の下に事後的に持ち込むだけでは足りず、必要なら36条論点として適切に構成し、手続保障を経たうえで主張すべきだというのが本判決である。〔注4〕〔注6〕〔注7〕 24

実務者向けには、次のチェックリストが有用である。これは本判決の射程を、出願・審査・訴訟戦略に落とし込んだものである。 25

チェック項目	重要性	実務上の対応
既知選択肢群の確定	高	出願時から、どの選択肢が本当に同列の代替肢かを整理する
優先選択の動機付けの有無	最高	同一用途・同一課題への具体的誘因が先行技術にあるかを精査する
比較例の交絡要因除去	最高	相違点以外の樹脂、粒子、添加剤、硬化条件を極力固定する
近接先行技術との直接比較	高	一般常識だけでなく、最も近い引用文献の具体例との対照表を作る
単一理論依拠の危険	高	屈折率、粘度、分散性など、単一パラメータで全効果を説明しない
効果の請求項全域への一般化	高	一般化できないなら、補正でクレームを絞るか、明細書で根拠を補充する
進歩性と36条の峻別	高	効果不整合は、必要に応じて記載要件・サポート要件として別建て主張する
拒絶理由通知の要否	高	新たな論点に依拠するなら、応答機会を与える手続設計を徹底する
審決取消訴訟での攻め筋	高	「known option」論を崩すには、動機付け欠如と理論矛盾を併せて主張する
ベース特許後続改良発明戦略	中	先行特許に明示されない特定材料選択でも、動機付け欠如+顕著効果で権利化余地がある

特に訴訟戦略の観点では、本件は二層構造で読むべきである。第一層では、引用発明認定自体を崩せるか。ここでは原告は敗れた。第二層では、その比較対象を前提としてなお相違点1が routine か否か。ここで原告は勝った。このことは、引用発明の認定で勝負しにくい事案ほど、相違点の法的性質づけ——設計事項か、選択発明的差異か、課題解決に直結する効果関連差異か——が主戦場になることを示している。〔注10〕〔注2〕 26

法的意義と総合評価

本判決の法的意義は、時間軸に沿ってみると、以下のように整理できる。ここでいう短期・中期・長期は、本判決の doctrinal signal がどの範囲まで浸透するか、という観点からの評価である。これは判決本文の論理から導かれる分析である。²⁷

観点	法的意義	評価
短期	審査・審判での「既知選択肢の一つだから容易」という定型句に、具体的な用途適合的な動機付けを要求する判例素材となる	大きい
中期	光学材料・樹脂組成物・フィルム・コーティング案件で、選択発明論を化学・医薬以外にも適用し得ることを示す	非常に大きい
長期	進歩性判断における効果論と36条問題の峻別、並びに審決取消訴訟での理由差替え限界に関する実務感覚を洗練させる	持続的

総合的にみて、本判決は、進歩性判断における三つの誤謬を明確に可視化した点で高く評価できる。第一に、「候補として知られている」ことを「優先選択の動機がある」と混同する誤謬。第二に、顕著な効果の判断を、引用発明との具体的比較を経ずに一般理論だけで終わらせる誤謬。第三に、請求項の広さや効果帰属の疑義を、適切な手続を経ないまま進歩性否定の補強に流用する誤謬である。本判決は、この三つを区別して解剖した。〔注2〕〔注4〕〔注7〕²⁸

もっとも、本判決を過度に一般化することには慎重であるべきでもある。判決は、すべての材料選択発明を選択発明として優遇したわけではないし、顕著な効果の主張一般に寛容でもない。耐湿熱性効果2を退けた判示が示すように、相違点との因果的対応が明細書・実験計画から読み取れなければ、裁判所は容易に採用しない。また、屈折率差理論そのものを科学的に否定したのでもなく、「本件の引用文献1の具体例を前提にすれば、その理論だけでは足りない」といったにとどまる。したがって、本判決の射程は、「効果関連差異を、近接先行技術と矛盾する単純理論だけで routine substitution に還元してはならない」という点にある。〔注4〕〔注6〕²⁹

知財専門家向けに一言でいえば、本判決は、選択発明論を“顕著な効果の救済法理”としてだけでなく、“容易想到性の審理順序を規律する法理”として使った点に新味がある。そして、それを支える技術認定は、抽象常識ではなく引用文献1の具体例検証に基づいている。したがって、本件は、素材発明・組成物発明・塗工発明における進歩性実務の精密化判決として読むべきである。〔注2〕〔注4〕〔注5〕³⁰

脚注

[注1] 判決要旨PDF 1～2頁。「相違点の容易想到性の判断及び予測できない顕著な効果の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例」ほか。URL: https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf。³¹

[注2] 判決全文PDF 70頁、判決要旨PDF 2頁。「いわゆる選択発明における判断手法が妥当する可能性がある」「異質の効果、又は同質の効果であるが際立って優れた効果」等。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>、https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf。¹²

[注3] 判決全文PDF 71～74頁、判決要旨PDF 2頁。活性エネルギー線硬化性樹脂は既知の選択肢の一つにとどまり、優先選択の動機付けはないとする部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>、https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf。³²

[注4] 判決全文PDF 7 6～7 7 頁、判決要旨PDF 2～3 頁。引用文献 1 の具体例が「屈折率差理論とは逆の結果」を示すとする部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>、https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf。 33

[注5] 判決全文PDF 7 7 頁。「本願発明の効果の予測性・顕著性について実質的にその判断そのものを欠いている」とする小括。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 34

[注6] 判決全文PDF 7 8～7 9 頁。耐湿熱性効果 2 は、活性エネルギー線硬化性樹脂の採用に起因する効果だと当業者が理解できないとして排斥した部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 16

[注7] 判決全文PDF 8 1 頁。効果の全域一般化に関する被告主張は、特許法 3 6 条の記載要件問題又は拒絶理由通知を要する問題だとした部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 17

[注8] 判決全文PDF 1～3 頁、判決要旨PDF 1 頁。手続経過、請求項 1、本件審決の要旨。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>、https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf。 6

[注9] 判決全文PDF 5 0～5 5 頁。引用発明の樹脂認定・用途認定について、取消事由 1・2 を排斥した部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 35

[注10] 判決全文PDF 8 1 頁。取消事由 1・2 は理由がなく、取消事由 3・4 の一部理由ありとして、取消事由 5 には判断不要とした結論部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 36

[注11] 判決全文PDF 1 9 頁、3 7～3 8 頁。当事者が援用した知財高裁判例群、大審院昭和 6 年 6 月 2 4 日判決、最高裁昭和 3 1 年 4 月 2 4 日判決に関する記載。具体的事件名・原典URLは本件判決本文では未指定。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 37

[注12] 判決全文PDF 7 9～8 1 頁。本願明細書が、活性エネルギー線硬化性樹脂の採用により希土類磷酸塩微粒子の分散性や高透明性・高映像表示性の両立に寄与するとの認識を示していると読む部分。URL: <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>。 38

1 9 10 14 19 31 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-95832.pdf

2 3 4 5 6 7 8 11 12 13 15 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 32 33 34 35

36 37 38 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95832.pdf>